

このメールが正しく表示されない場合は、[ウェブサイト](#)からご覧ください。

AIPPI

e-News No.46

2016年4月27日

本号の内容

- [AIPPI Committees](#)
- [2016年 AIPPI ミラノ総会](#)
- [今後の行事](#)
- [政府機関 & NGO](#)
- [記事・解説](#)

AIPPI Committees

欧州統一特許裁判所開設へのカウントダウン：AIPPI 本部 SC「UP/UPC」の多忙な一年は、ミラノ総会における模擬裁判でクライマックスへ

AIPPI 本部の単一効特許（UP）および統一特許裁判所（UPC）に関する Standing Committee にとって、今年が多忙かつ躍動的な一年です。大方の予想では、UPC が本格的に始動するのは、2017年の春、おそらく4月ごろと見られています。

[続きを読む](#)

2016年 AIPPI ミラノ総会

2016年 AIPPI 総会の重要な日付と期限

2016年6月14日：Early Bird（早期割引）料金での登録期限

2016年8月10日：通常料金での登録期限

総会に関するその他の詳細や最新情報は、[ミラノ総会特設サイト](#)でご覧になれます。

[続きを読む](#)

2016年 AIPPI ミラノ総会のパネル・セッション

2016年 AIPPI ミラノ総会における学術／実務プログラムの作成は順調に進んでいます。総会では、一流の講師やモデレーターを招き、3日間（9月18日（日）～20日（火））で15のパネル・セッションを開催し、次に挙げるような知的財産法に関する多彩なテーマを扱います：食品・ファッション産業における知財、地理的表示、特許の寄与侵害、TPP と TTIP、コンピュータ実施技術の特許適格性、欧州デジタル単一市場（DSM）、特許法における優先権主張の要件、欧州商標制度改革一括法案、著作権侵害の例外としてのパロディ。

[続きを読む](#)

ミラノ総会が近づいています

2016年9月16日～20日にミラノで開催される国際総会の準備が急ピッチで進められています。いち早く登録したほうが、お目当ての行事に参加できる可能性が高いということで、4月に登録受付を開始した直後に、**Early Bird** で参加登録された方もいらっしゃいました（オプションの一つである、スカラ座での鑑賞は参加人数に限りがあります）。

ホテルの予約件数も着実に増えていますが、空の旅に必要なことは、提携するスカイチームがサポートします。[専用サイト](#)から予約すると、世界179カ国の1,057の行先へ、毎日16,270以上の便を運航している、スカイチーム加盟のすべての航空会社で最大15%の割引が受けられます。

詳細は[こちら](#)をご覧ください。

[続きを読む](#)

今後の行事

Managing IP アジア知財フォーラム 2016 - 2016年6月21日・23日

Managing IP の[アジア知財フォーラム](#)が、再びパリ（6月21日）とロンドン（6月23日）で開催され、アジアにおける最も重要な課題とチャンスについて話し合われます。中国が商標および特許に関し、常に世界最大の出願国の一つに挙げられているにもかかわらず、アジア地域における知財の保護と権利行使は、欧州企業にとってさまざまな点が問題となることが多いのです。

[続きを読む](#)

政府機関 & NGO

第 138 回 INTA 年次総会における AIPPI ブース - 米国オーランド、2016 年 5 月 21 日 ～25 日

AIPPI が、INTA 年次総会に出展します。展示ホールのブース No.204/206 へお越しください。ミラノとシドニー（2016 年と 2017 年の AIPPI 総会の開催都市）に関する情報やグッズを用意してお待ちしております。

[続きを読む](#)

記事・解説

オーストラリア：最良実施方法要件（Best Method Requirement）の重大な影響 - Servier 事件判決

オーストラリアでは（他の多くの法域とは異なり）、発明を実施するための最良の方法を、特許権者が開示していないことを根拠として、特許を取り消すことが可能ですが、最近になって導入された、さらに厳しい開示要件では、当業者が、各クレームの全範囲で発明を実施できるようにするのに十分な情報の開示が、特許権者に要求されるものと見られます。

[続きを読む](#)

ブラジル：新たな民事訴訟法と無形資産保護との関連

新たな民事訴訟法（2015 年連邦法第 13105 号）が、2016 年 3 月 18 日に施行され、ブラジルにおける権利行使に関する制度を改善する新たな規定が挿入されました。

[続きを読む](#)

ブラジル：生物多様性に関する新たな法律

暫定措置（2001 年第 2,186 号）の制定から 14 年近くが経過した 2015 年 5 月 20 日、

ブラジル生物多様性法（2015年連邦法第13105号）が、ルセフ大統領の署名を経て成立しました。この新たな法律は、ブラジルの遺伝資源と、それに関係する先住民の伝統的知識へのアクセス、さらには、遺伝資源の利用によって得られた利益の配分について規定するものであり、前述の暫定措置（2001年第2,186号）は廃止されました。

[続きを読む](#)

中国：職務発明条例案をめぐる議論

職務発明に関する条例案が、コメントを求めるために公表され、この条例自体の必要性や、職務発明の帰属、職務発明の報告制度、発明の対価の基準などに関する激しい論争が起きています。

[続きを読む](#)

中国：最高人民法院が示した専利権侵害に関する司法解釈（二）

最高人民法院による専利権侵害に関する司法解釈（二）が、2016年4月1日に施行されました。これは、非常に長い訴訟手続や、証拠提出のための過度の負担、不十分な損害賠償といった問題を解決するもので、クレームの妥協的解釈と利害調整の原則に沿った内容です。

[続きを読む](#)

中国：標準必須特許権者に対する、差止による救済を制限する新たな司法解釈

4月1日に施行された、最高人民法院による「専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）」は、標準必須特許（SEP）権者に対する、差止による救済について、いくつかの点を明確に規定しています。

[続きを読む](#)

フィンランド：特許紛争における特許法の解釈に影響を及ぼす TRIPS 協定

フィンランド市場裁判所は、後発医薬物質の販売の申出、市場への提供または使用による、特許の被疑侵害に関する仮差止の事案（No.821/15）において、TRIPS協定を適用

しました。

[続きを読む](#)

フランス：見通しも煙る、たばこの商標

Coty Germany GmbH vs Philip Morris Benelux BVBA/Philip Morris Products SA 事件：破毀院 商事部 2016年2月2日 No.14-17404, ECLI:FR:CCASS:2016:CO00111。

たばこのプレーンパッケージに関する省令第2016-334号（2016年3月21日）。

フランスでは近年、たばこの商標に関して、肯定的なニュースと、否定的なニュースの両方がありました。

[続きを読む](#)

日本：職務発明ガイドライン案

2015年の特許法改正で対応された、職務発明に関するガイドライン案が、2016年1月に公表されました。このガイドラインは、職務発明の対価に関する手続上の基準を策定するための社内での協議に役立つことが期待されています。本稿では、経済産業省が公表した、この職務発明ガイドライン案について紹介します。

[続きを読む](#)

マレーシア：従属するクレームをすべて無効とする判例

SKB Shutters Manufacturing Sdn. Bhd vs Seng Kong Shutter Industries Sdn. Bhd. & Anor 事件 ([FCCA No. 02\(f\)-97-12-2014](#)) (FC) (26-10-2015)。

本稿では、複数の従属クレームを持つ独立クレームが、新規性または進歩性の欠如、あるいはその他の理由によって無効とされた場合に、従属クレームはどのように解釈すべきかについて司法の判断が示された、マレーシアにおける画期的な判決について紹介します。

[続きを読む](#)

英国／スウェーデン：統一特許裁判所協定に基づく調停サービス

統一特許裁判所（UPC）協定に基づく調停規則の原案が、準備委員会より公表されました。今後さらなる「法的な磨き」がかけられますが、調停センターのサービスは、大筋で定められたこととなります。

[続きを読む](#)

英国：最高裁が初めて共同体登録意匠の範囲を審理

Magmatic Limited（上诉人）vs PMS International Limited（被告）事件において、最高裁は、控訴院の判決を支持し、Magmatic 社の共同体意匠権は侵害されていないという判断を示しました。これは、第一審裁判所による侵害の認定とは正反対の判決です。

[続きを読む](#)

米国：デジタル時代でも ITC の管轄は「有形物」

[ClearCorrect Operating, LLC vs ITC 事件](#)、810 F.3d 1283（2015年11月10日）、大法廷再審理不受理 2016 WL 1295014（Mar. 31, 2016年3月31日）。

2015年11月10日、連邦巡回控訴裁判所（CAFC）は、1930年関税法の適用は、「有形物」の輸入に限定されるものであり、デジタル情報の輸入には、国際貿易委員会（ITC）の管轄は及ばないとして、ITC の決定を破棄しました。

[続きを読む](#)

国際知的財産保護協会（AIPPI）

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich

Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85

enews@aippi.org | www.aippi.org

免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報

は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。
AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。